

「台風接近」に伴う気象警報発令時及び 長崎市からの避難指示・避難勧告発令時の対応ガイドライン

日見小学校における「台風接近及び大雨等による避難指示・勧告の対応」を再度見直しましたのでお知らせします。本校では下記のように対応しますので、御理解・御協力をお願いします。

対象の警報等：台風接近時の**暴風（雨）警報・大雨洪水警報**
長崎市からの**避難指示、避難勧告**
このほかの警報については保護者判断としますが、登校を遅らせる場合は学校に連絡をしてください。

1 臨時休業する場合

- ① 前日から決定：台風・大雨等の予報から、当日午前中に上記警報、避難指示・勧告が発令されると予想される場合、前日から『臨時休校』を決定し、文書でお知らせをします。
- ② 当日に決定：午前10時の時点で、上記警報、避難指示・勧告が解除されていない場合『臨時休校』とします。

2 自宅待機する場合

- 午前7時の時点で、上記警報、避難指示・勧告が発令されている場合は『自宅待機』とします。

3 登校する場合

- ① 午前7時までに、上記警報、避難指示・勧告が解除された場合は『平常通り登校』
- ② 午前10時までに、上記警報、避難指示・勧告が解除された場合は、3校時から授業を実施しますので、『随時登校開始』
 - ※ 自宅に保護者不在の場合、家族の方からお子さんに登校するよう連絡してください。
 - ※ 警報等解除にもかかわらず、保護者が危険と判断した場合、『自宅待機』または『保護者と登校』をお願いします。

4 学校内待機をする場合

- 登校後、警報等が発令された場合は、『学校内待機』とします。

5 下校する場合

- ① 下校の時点で、警報等が発令されている場合は、次の方法で下校します。
『地区別集団下校（含学童）』 『お迎えに来た保護者と下校』
- ② 下校の時点で、警報等が発令されると予想される場合は、『早めの下校』とします。

6 給食について

- ① 台風の場合、『給食中止』に関しては市内統一で前日に決定します。文書にてお知らせします。弁当が必要な場合は、前日までに文書でお知らせします。
- ② 台風等による被災により給食が実施できなくなった場合は、緊急連絡網でお知らせします。

7 その他

- ① 警報等の発令・解除は早い段階では予想が付きません。御家庭でのテレビやラジオの報道、市の災害無線、インターネット等での情報収集に努めてください。
- ② 警報等が解除されても、保護者の判断で『自宅待機』または『欠席』させる場合は、必ず学校に御連絡をお願いします。
- ③ 早めに下校する場合がありますので、事前に御家庭で話し合い、そのまま学校待機させる、下校先を変更するなど緊急時の対応をお子さんに事前指導してください。